

掛川市選挙管理委員会告示第5号

政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程（平成17年掛川市選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月1日

掛川市選挙管理委員会
委員長 水野雅文

様式第2号を次のように改める。

証 票 交 付 申 請 書
（ 候 補 者 等 ）

年 月 日

（あて先）掛川市選挙管理委員会委員長

氏名
住所
候補者等 電話
職業

政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 公職の種類
- 2 証票交付申請枚数 枚
- 3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事 務 所 の 所 在 地	立 札 及 び 看 板 の 類 の 枚 数

備考 候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第3号を次のように改める。

証票交付申請書
（後援団体）

年 月 日

（あて先）掛川市選挙管理委員会委員長

後援団体の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地
（電話 　　　　　）

政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 推薦し、又は支持する候補者等

氏名		公職の種類		職業	
住所				電話	

2 政治団体としての届出先 静岡県選挙管理委員会

3 証票交付申請枚数 枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数

（注）書き切れないときは、別紙として添付すること。

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 枚です。

年 月 日

候補者等の氏名

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受けるものについて適用し、施行日前に申請を受けたものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。